

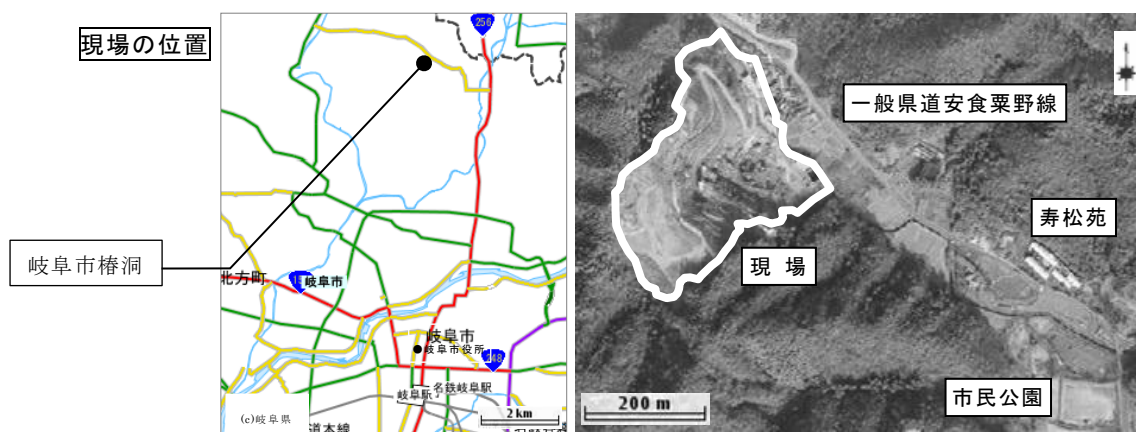
1 事案の概要

この事案は、産業廃棄物の中間処理業（破砕及び焼却）を行っていた㈱善商が、産業廃棄物を大量に不法投棄した事案です。

- **不法投棄を行った者** 株式会社 善商(昭和62年7月事業開始、平成2年頃から不適正処分)
- **不法投棄現場** 岐阜市椿洞1161番地(自社敷地及び隣接する土地)
- **有していた業の許可内容**
 - ・ 産業廃棄物処分業（中間処理）・・・①破砕（がれき類）②焼却（紙くず、木くず、繊維くず）
 - ・ 産業廃棄物収集運搬業・・・がれき類・汚泥・廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・金属くず・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず

○ 不法投棄の概要

排出事業者等から、許可を受けた品目以外を含む産業廃棄物を受け入れ、自社敷地及び隣接する土地に不法に投棄し、その上に覆土して整地するという行為を繰り返したため、平成16年3月10日に岐阜県警察による強制捜査が行われました。



2 事案発覚からの対応

(1) 事案解決の3原則

市は、市民の安全・安心の確保を最重点に、「迅速」「情報公開」「行政と市民との協働」を3原則として事案の解決と再発防止に向けて取組を進めました。

対策等を「**迅速**」に実施しています。

- ・ 原因の究明や今後の対策を検討する委員会を設置し、対応策を策定しました。
- ・ 廃棄物の性状等の調査を実施しました。
- ・ 実施計画を策定し、環境大臣の同意を得ました。
- ・ 実施計画に基づく対策工事を実施しました。

調査の結果や取組状況等を逐一「**情報公開**」しています。

- ・ 市のホームページに専用サイトを設けて、調査結果や委員会等の内容を公開しています。
- ・ 市内全ての地区公民館等に資料を配布しました。
- ・ 広報ぎふ等に随時状況を掲載しています。

「**行政と市民との協働**」により事業を進めています。

- ・ 対策検討委員会主催の勉強会を開催し、市民の方に参加してもらいました。
- ・ 地元説明会を開催しました。
- ・ 対策推進協議会を設置し、委員の方に対策の状況を確認してもらいました。

(2) 各種調査の実施及び対策内容の検討

■事案発覚直後に実施した主な調査

事案の発覚以後、廃棄物の内容やその性状、さらに周辺環境への影響の有無を調査しました。

調査により判明した主な事項

埋め立てられた量	約 1,248,000m ³ (そのうち埋め立てられた廃棄物の推計量 約 753,000m ³)
埋め立てられた廃棄物	建設系産業廃棄物 (木・紙・繊維くず、プラスチック類、金属類、コンクリートくず、土砂等)
廃棄物の内容	木くず等の可燃物 (約 55%)、コンクリートくず等不燃物 (約 30%)、土砂 (約 15%)
周辺環境への影響	これまでの調査からは、周辺の環境汚染が疑われるようなデータは確認されていません。また、有害産業廃棄物 (鉛や六価クロム等 24 項目) は確認されていません。

■廃棄物層内部での発熱状況に係る調査

平成 17 年にボーリング孔から白煙の発生が確認されました。このため、平成 18 年度に埋め立てられた廃棄物内部の温度とガスについて調査しました。

調査により判明した主な事項

温 度	最上部のボーリング孔 1 箇所の廃棄物層の中から約 563.9℃の温度を確認しました。
ダイオキシン類	このボーリング孔から発生しているガスに、170ng-TEQ/m ³ N のダイオキシン類が含まれていることを確認しました。

この結果を受けて

廃棄物層内部での燃焼の消火と生成したダイオキシン類の処理について、各分野の専門家に技術的な面から意見をいただくとともに、対策案を検討するため、

「岐阜市北部地区産業廃棄物不法投棄事案に係る消火等支障除去対策に関する技術専門会議」を設置しました。

会議での検討結果を踏まえ、産業廃棄物特別措置法に基づいて、消火対策やダイオキシン類の処理対策等を定めた特定支障除去等事業実施計画 (以下「実施計画」といいます。) を策定しました。

実施計画を環境省に提出し、平成 20 年 3 月 25 日に環境大臣の同意を得ました。

3 特定支障除去等事業の概要

(1) 生活環境保全上の支障又は支障のおそれ

実施計画では、取り除かなければ生活環境を守っていく上で問題となる事柄 (以下「支障又は支障のおそれ」といいます。) を以下のように定めました。

- 燃焼に伴う崩落や亀裂等によって、ダイオキシン類を含む燃焼ガスが大気中に噴出・飛散するおそれがあること。
- 燃焼区域に雨水等が浸透し、ダイオキシン類を含む汚れた水が周辺環境に流出するおそれがあること。
- 現場内の急勾配の法面が崩落するおそれがあること。

(2) 支障又は支障のおそれの除去方法

実施計画で定めた支障又は支障のおそれは、以下の方法によって取り除きました。

- 燃焼部分を消火する方法は、廃棄物層の中に水を注入する方法によって行うことを基本とする。
- ダイオキシン類の処理は、関係する法律等の基準に基づいて適切に処理する。
- 適切な勾配で法面整形を行う。

(3) 事業の実施範囲

事業の実施範囲	産業廃棄物が不法に投棄された区域	約 90,000m ²
廃棄物の掘削量	燃焼区域とダイオキシン類による汚染の可能性がある区域を適切な勾配で掘削する量	想定対象廃棄物量 約 400,000m ³



注) 図中にある温度区域は、消火対策工事の実施に先立ち、岐阜市及び鴻池・内藤特定建設工事共同企業体が解析した燃焼区域と対策を実施するために必要とした区域です。消火対象範囲は、地中温度 70℃以上の区域としました。また、工事後の現地の形態は、対策工計画時点のものであり、実際の工事完了時のものとは異なりしました。

(4) 対策工事の概要

■現場対策推進協議会

平成 20 年 8 月 29 日、現場において対策工事に着手しました。

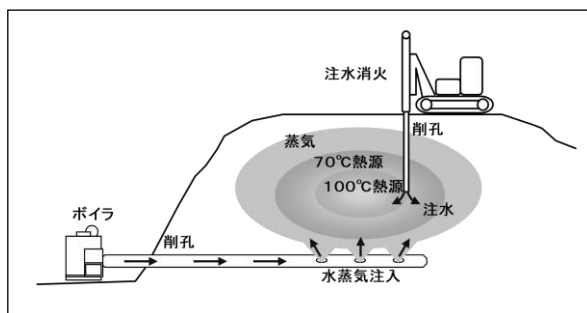
これ以降の工事等については、地元 4 地区の自治会連合会からの推薦委員で構成される現場対策推進協議会で、対策工事の



終了まで、随時、進捗状況を確認していただきながら進めました。

■消火対策工事

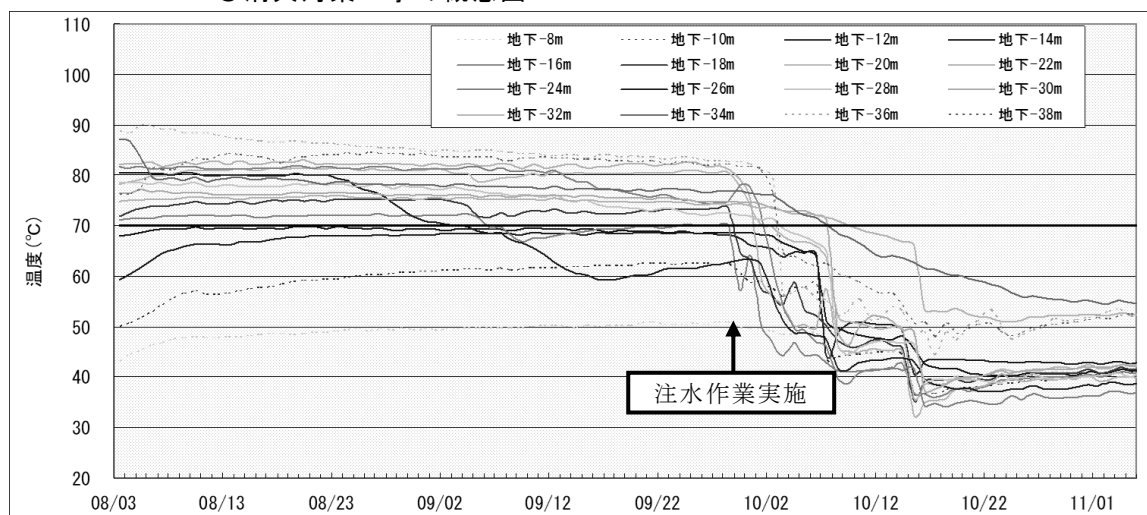
平成 21 年 6 月から消火対策を開始しました。平成 21 年 10 月末には、燃焼区域の温度がすべて 70℃以下となり、消火対策を完了しました。



●消火対策工事の概念図



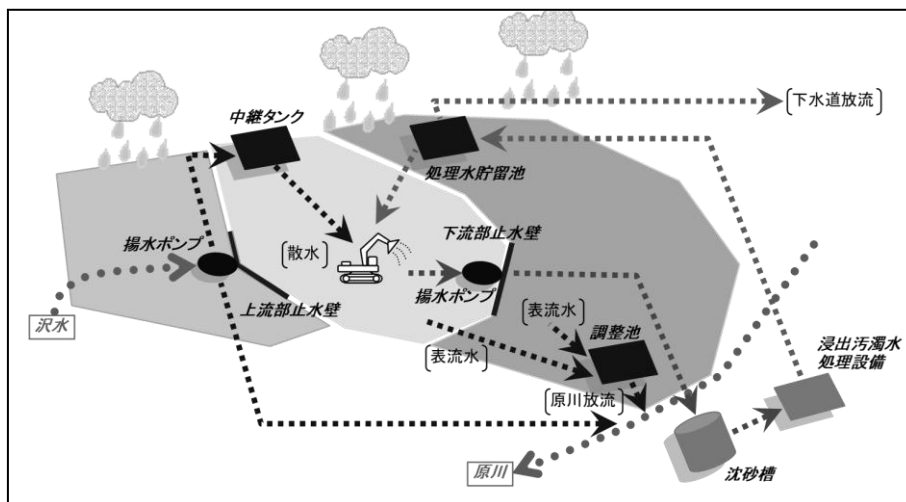
●注水機械(ロータリーパーカッションドリル)



●地中温度変化グラフ

■水処理対策工事

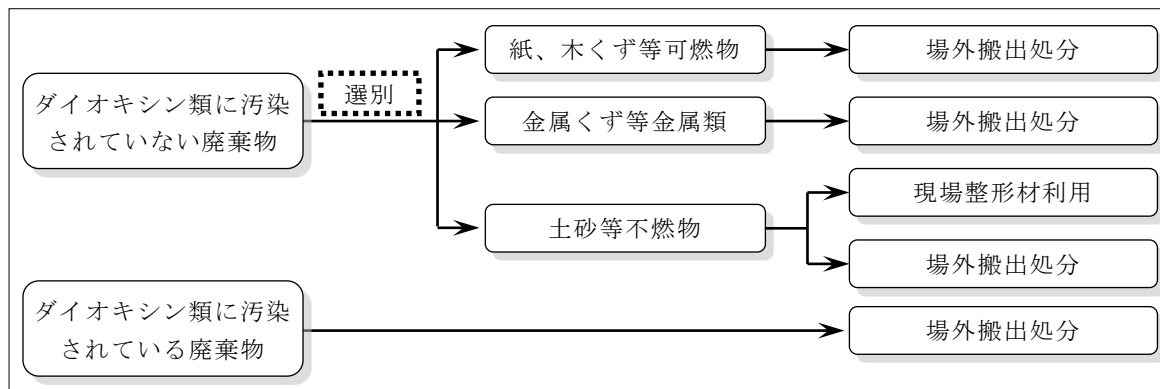
廃棄物層内に浸透した水は、下流部止水壁で汲み上げ、ダイオキシン類の除去等必要な水処理を行った上で下水道に放流しました。



水処理概念図(掘削時)

■廃棄物の処理対策

平成 22 年 1 月から廃棄物の掘削・選別及び搬出作業を開始しました。掘削した廃棄物は、ダイオキシン類による汚染を確認し、汚染状況に応じて法令に基づいて適切に処分・利用しました。場外搬出処分の際には、GPS を利用した廃棄物追跡システムを採用して、第二の不法投棄防止に努めました。



廃棄物処分のフロー図



●掘削状況



●選別状況



●積込状況



●計量状況

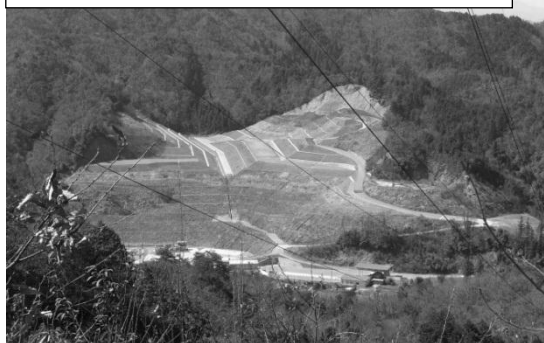
■現場の法面整形

廃棄物を掘削した法面は、安定性を検討し、適切な勾配での整形や、選別後の土砂等不燃物により覆土しました。また、既存の切立った崖についても工事中に崩落対策を施しました。

掘削開始直後の現地の様子(平成 22 年 3 月撮影)



工事完了後の現地の様子(平成 25 年 3 月撮影)



(5) 対策工事の完了

平成 20 年に着工した対策工事は、平成 25 年 3 月 15 日に完了しました。なお、特定支障除去等事業については、5 名の専門家による技術評価検討委員会において、「生活環境保全上の支障または支障のおそれは取り除かれた」と評価され、平成 25 年 3 月 21 日に報告書が提出されました。

対策工事と自主撤去等による廃棄物の掘削量・搬出量は以下のとおりとなりました。

区 分	対策工事	自主撤去等	合 計
掘削量	36.7 万 m ³	13.5 万 m ³	50.2 万 m ³
搬出量	17.8 万 t (内訳) 可燃物 177,180t 金属くずなど 1,027t ダニ・化学物質汚染物 178t	10.1 万 t	27.9 万 t

また、平成 25 年 6 月 28 日には環境省へ特定支障除去等事業の完了報告書を提出しました。

(6) 対策工事前後の現場状況

事案発覚当初の最上部の状況(平成 16 年 7 月撮影)



工事完了後の最上部の状況(平成 25 年 3 月撮影)



(7) 事業費

事業費は、当初約 100 億円と見込んでいましたが、本体工事を総合評価落札方式で契約したこと、また、廃棄物の処分単価が安価であったことやダイオキシン類汚染廃棄物が想定量より少量であったことにより、約 65 億円となりました。

(単位：百万円)

区 分	計 画	実 績
対策工事	4,795	3,627
廃棄物運搬処分委託	4,920	2,696
モニタリングほか	275	200
計	9,990	6,523

4 責任追及と再発防止策

(1) 不法投棄行為者・排出事業者等に対する責任追及

■廃棄物の撤去等

①不法投棄行為者

不法投棄行為者である(株)善商及びニッカン(株)とそれぞれの役員に対して、平成 18 年 4 月 17 日、現存する廃棄物の撤去等を命じる措置命令を発出しました。

②排出事業者等

(株)善商へ廃棄物を持ち込んだ排出事業者のうち、法律に違反していることが明らかな 2 社に対して、持ち込んだ廃棄物の撤去等を命じる措置命令を発出しました。

撤去の状況

	不法投棄行為者	排出事業者	合計
撤去量	1,753 m ³	2,359 m ³	4,112 m ³

■行政代執行に要した費用の請求

①不法投棄行為者

平成 16 年 9 月 28 日以降、順次請求し、所有資産の差押え等により費用の回収に努めています。

②不法投棄行為者の関連会社

不法投棄行為者の関連事業者 4 社に対して、平成 23 年 8 月 12 日以降、順次請求し、所有資産の差押え等により費用の回収に努めています。

③排出事業者等

排出事業者 8 社に対して、平成 23 年 6 月 17 日以降、順次請求し、所有資産の差押え等により費用回収に努めています。

費用請求と回収の状況

	不法投棄行為者	不法投棄行為者の 関連会社	排出事業者	合計 (連帯させて請求※)
請求額	7,229,931,001 円	(内数) 1,672,161,689 円	(内数) 290,134,123 円	7,229,931,001 円
回収額	95,891,877 円	20,127,805 円	58,703,913 円	174,723,595 円

令和 8 年 3 月 31 日現在

※不法投棄行為者の責任の一部を関連会社及び排出事業者に連帯させて請求しています。

■排出事業者等による自主撤去又は金銭抛出

法律に違反していることが明らかでない排出事業者等が、持ち込んだ廃棄物を自主的に撤去することを申し出た場合は、これを認め、撤去させました（平成 23 年 4 月末終了）。

なお、撤去に相当する金銭を抛出することを申し出た場合は、これを認め、抛出金を受け入れました。受け入れた抛出金については、岐阜市産業廃棄物不法投棄対策基金に積み立て、現場で実施する対策事業に充てました（平成 30 年 3 月末終了）。

自主撤去と金銭抛出の状況

自主撤去		金銭抛出	
事業者数	183 社	納付事業者数	265 社
撤去量	131,092 ㎡※	納付額	103,431,654 円

※自主撤去等による撤去量を抛出金に換算すると約 24 億円に相当します。

（2）行政対応の検証と再発防止策

■行政対応の検証

本事案における行政としての対応についての問題点を明らかにするため、平成 16 年 5 月に第三者による「行政対応検証委員会」を設置し、平成 16 年 11 月に検証結果に基づく報告書が提出されました。

報告書では、不当・違法（可能性が高い）な対応の原因について、次のように指摘されました。

- ①担当者、上司につき公務員としての高い使命感の欠如
- ②法的対応に対する知識・経験が不足していたこと
- ③産廃行政所管部における情報の非共有
- ④資料の保管が杜撰であること
- ⑤産業廃棄物行政の軽視
- ⑥廃棄物行政の非公開性
- ⑦他部局との連携不足、他機関との連携不足

■再発防止策の策定

検証を踏まえて、担当職員個人、担当部署、市役所全体という各段階ごとに再発防止策を定め、継続して取り組んでいます。

○担当職員の危機意識の徹底と知識の向上

- ・各種講習会等への参加による知識の向上
- ・危機管理マニュアル等の周知徹底
- ・各種マニュアル等による客観的な判断基準に基づく対応の徹底

○担当部署の組織体制の強化

- ・産業廃棄物部署に警察官 OB の配置等体制の強化
- ・監視指導マニュアル等に基づく統一的な対応基準の策定
- ・部署間の情報共有システムの構築

○市役所全体での産業廃棄物行政の危機意識の徹底

- ・状況報告や意見交換による市役所全体での問題の把握や危機意識の徹底

○その他

- ・岐阜県、岐阜県警察等関係機関との連携強化
- ・リサイクルの啓発と推進など適正な処理方策の追求
- ・事業者に対する啓発強化

■関係者の処分

検証結果から、本事案における市の行政責任は非常に大きいと判断して、以下の処分を行いました。

H16.12.2 付	減給処分（市長：1/10 を 3 ヶ月、助役：1/10 を 2 ヶ月、収入役：1/10 を 1 ヶ月）
H17.3.29 付	地方公務員法に基づいて、部長 2 名：戒告処分、その他 18 名：訓告処分

5 事業完了後の措置

- 事業完了後、平成 25 年 4 月 1 日には事業実施区域を、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 15 条の 17 第 1 項の規定に基づき、指定区域（廃棄物が地下にある土地であって土地の掘削その他の土地の形質の変更が行われることにより当該廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障が生じるおそれがあるものの区域）として指定しました。これにより、指定区域内において土地の形質の変更をしようとする者には届出の義務が課せられ、事業実施区域内の無秩序な土地改変を抑制しています。
- 平成 26 年 3 月には、事案発覚以降に市が取り組んだ現場対策や責任追及等について記録した冊子「岐阜市北部地区産業廃棄物不法投棄事案の記録」を発行しました。
- 平成 26 年度には、廃棄物層内に浸透した水を自然流下で水処理設備へ導水するため、下流部止水壁改造工事を実施しました。また、平成 28 年度には、現場内モニタリング調査の規模縮小に伴い、仮設構造物一部撤去工事を実施しました。
- 本事業による周辺環境への影響を把握するため、事業完了後も現場内及び周辺においてモニタリング調査を実施し、その結果を岐阜市のホームページで公表しています。なお、現場内でのモニタリング調査については、事業完了後 5 年間異常を示すことなく、安定した状態が継続していたことから、地元の岐阜市北部地区環境推進協議会及び専門家である廃棄物対策アドバイザーの了承を得て、平成 29 年度末をもって終了しました。
- 平成 30 年度には水処理設備や処理水貯留池などの仮設構造物撤去工事を実施しました。これにより現場内での対策事業（行政代執行）は完了しました。
- 令和 7 年度も周辺環境モニタリング調査を継続して実施しました。今後も、当分の間本調査を継続するとともに、この機会を通じて巡回を行うなど、再発防止に向けた監視を行います。